

監査委員公表第 694 号

令和 4 年 2 月 16 日付け監査第 885 号の監査結果に関する報告に基づき、大分県議会議長、大分県知事及び大分県教育委員会教育長から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 11 月 15 日

大分県監査委員 長谷尾 雅 通
 大分県監査委員 長 野 恭 子
 大分県監査委員 鴛 海 豊
 大分県監査委員 戸 高 賢 史

1 令和 3 年度行政監査テーマ 「県が関与する任意団体の状況について」

※ 監査対象機関及び任意団体は別表のとおり

2 令和 3 年度行政監査の結果に関する報告に基づく措置（令和 4 年 8 月 31 日現在）

- (1) 概 要 「措置済」 58 件（うち、改善事項 56、検討事項 2）
 「検討中」 9 件（うち、改善事項 0、検討事項 9）

(2) 措置の状況

項 目	監査の結果（要旨）	措置の内容及び監査対象機関
1 任意団体の運営と 県の指導状況について (2) 規約等規程の整備 運用		
ア 規約について	<p>(現 状) 基本的事項について整備が不十分な事例が認められた。</p> <p>(改善事項 1) 基本的事項（設置目的、所掌する事業、総会、事務局の設置）について、整備が不十分であった任意団体に対し、規定を整備するよう指導すること。</p>	<p>担当所属が指導を行い、所掌する事業や事務局を県庁舎内に置くことを明記する等、すべての団体に規定を整備した。 （東部振興局、北部振興局、薬務室、健康づくり支援課、雇用労働政策課、畜産振興課、林産振興室、建築住宅課、体育保健課）</p>
	<p>(検討事項 1) 基本的事項に係る具体的な規定例等を示すことを検</p>	<p>具体的な規定例等を掲載した事例集の作成を検討中</p>

	討されたい。	(行政企画課)
イ 経理に関する規程について	<p>(現 状)</p> <p>経理規程を定めていない、又は経理規程があっても必要な事項の全て又は一部が定められていない団体が多くを占めていた。</p> <p>また、規定されていても、その内容は団体により様々であった。</p>	
	<p>(検討事項2)</p> <p>経理規程に記載すべき事項(収入・支出及び契約等の事務手続、帳簿並びに会計責任者等)について、具体的な規定例等を示すことを検討されたい。</p>	<p>具体的な規定例等を掲載した事例集の作成を検討中</p> <p>(行政企画課)</p>
ウ 事務決裁に関する規程について	<p>(現 状)</p> <p>決裁権者に関する定めがない団体が認められた。</p> <p>(改善事項2)</p> <p>経理その他事務処理全般に係る決裁権者について規定していなかった任意団体に対し、規定を整備するよう指導すること。</p>	<p>担当所属が指導を行い、事務決裁規程を整備し決裁権者の権限と責任を明確にする等、すべての団体で規定を整備した。</p> <p>(市町村振興課、豊肥振興局、北部振興局、芸術文化スポーツ振興課、交通政策課、薬務室、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こころとからだの相談支援センター、商工観光労働企画課、産業科学技術センター、地域農業振興課、漁業管理課、大分家畜保健衛生所、建築住宅課、大分県立病院総務経営課、教育財務課)</p>
エ 専任職員の給与等に関する規程について	<p>(現 状)</p> <p>給与規程や職員管理規程等が整備されていなかった事例や、規程があっても実態と異なっていた事例が認められた。</p> <p>(改善事項3)</p> <p>専任職員の給与等に関する</p>	<p>担当所属が指導を行い、県の</p>

	<p>る規程について整備されていなかった任意団体に対し、規程の整備又は県の規程を準用する旨の明記を指導すること。</p>	<p>会計年度任用職員の規定を準用する旨を規程に明記するなど、すべての団体で規定を整備した。 (健康づくり支援課、体育保健課)</p>
	<p>(改善事項4) 規程の内容と実態が異なっていた任意団体に対し、規程と運用が一致するよう指導すること。</p>	<p>担当所属が指導を行い、社会保険に関する規定について、実態に即した規定に改正する等、すべての団体が適正に改善した。 (私学振興・青少年支援課、雇用労働政策課、産業科学技術センター)</p>
<p>オ 規約等規程の遵守について</p>	<p>(現 状) 総会の議決事項について、適切な手続を経ないまま制定や一部改正が行われた、規定された帳簿が作成されていなかった、定められた決裁権者と異なる者が最終決裁者となっていた、社会保険や健康診断等について、規程の内容と実態が異なっていたなど、規定に沿っていない事例が認められた。 (検討事項3) 行政企画課と所管課の役割を踏まえ、遵守状況の具体的な確認方法を示す等の対応を検討されたい。</p>	<p>「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」(以下「指針」という。)に基づき適正な運用が図られるよう、行政企画課による所管課を対象としたヒアリングの実施を検討中 (行政企画課)</p>
<p>(3) 総会の運営等 ア 総会等について</p>	<p>(現 状) 総会で報告や議決すべき事項を諮っていない不適正な事例が認められた。 (改善事項5) 今後の総会等の運営について改善するよう指導する</p>	<p>担当所属が指導を行い、予算に係る総会を事業年度開始前</p>

	<p>こと。</p>	<p>に、決算に係る総会を事業年度終了後に開催する規定の整備を行う等、すべての団体が適正に改善した。 (健康づくり支援課、雇用労働政策課、議会事務局総務課)</p>
	<p>(現 状) 書面開催に係る審議結果を会員に報告していない事例が認められた。 (検討事項4) 総会における事務処理が徹底されるよう、議事録の作成や書面開催による場合の手續等、具体例を示す等の対応を検討されたい。</p>	<p>指針について見直しを検討中。また、具体的な運用例を掲載した事例集の作成を検討中 (行政企画課)</p>
<p>イ 内部監査の実施について</p>	<p>(現 状) 会計全体ではなく国の委託事業のみ監査しているものや、監査権限のない者により監査が実施されたものなど、不適正な事例が認められた。 (改善事項6) 今後の内部監査の実施方法や監事の選任に係る手續について改善するよう指導すること。</p>	<p>担当所属が指導を行い、一部の事業のみではなく全事業に対して監査を実施し、監事の設置に関する規定を整備する等、すべての団体が適正に改善した。 (東部振興局、中部振興局、南部振興局、雇用労働政策課、新規就業・経営体支援課、漁業管理課、議会事務局総務課)</p>
<p>ウ 経営状況の公表について</p>	<p>(現 状) 多くの団体は経営状況の公表を行うよう指針に記載されていることについて、認識不足のため実施していなかった。 (検討事項5) 公表すべき内容や手段等について、具体例を示す等、改めて検討されたい。</p>	<p>指針について見直しを検討中。また、具体的な運用例を掲載した事例集の作成を検討中</p>

		(行政企画課)
(4) 経理処理の状況 ア 現金の取扱いについて	<p>(現 状)</p> <p>現金での管理は、紛失等の事故や不正処理を招く環境をつくることになるため、必ず通帳による管理を行わなければならないが、書籍販売に係る会計について通帳は作成されていたものの、金庫に保管された現金により処理されていた。</p> <p>(改善事項7)</p> <p>指針に沿った手続とするよう指導すること。</p>	<p>担当所属が指導を行い、書籍販売に係る会計は通帳による管理に改善した。</p> <p>(こころとからだの相談支援センター)</p>
イ 経理手続について	<p>(現 状)</p> <p>県と任意団体、任意団体と他団体との経費負担について、区分が明確にされていない事例が認められた。</p> <p>(検討事項6)</p> <p>県と任意団体の経費負担区分の考え方について、整理を検討されたい。</p>	<p>施設の維持管理費や共用備品といった農業大学の標準的な水準の維持に必要な経費については、県費負担を優先することとする。県と団体とが連携・協力して実施する事業等については、その都度、双方が協議して経費負担を定めるよう改善した。また、書面にてその旨、整備することとした。</p> <p>(県立農業大学校)</p>
	<p>(検討事項7)</p> <p>かぼすブリ等の販売促進事業において、任意団体が負担すべき経費と大分県漁業協同組合が負担すべき経費とを混同しないための確認方法等、今後の対応について検討されたい。</p>	<p>担当所属が指導を行い、団体の事業実施要領を整備し、経費支出区分の基準を定める等、改善した。</p> <p>(漁業管理課)</p>
	<p>(現 状)</p> <p>決算書に計上されていな</p>	

	<p>い収入や支出が確認された事例があった。</p> <p>(改善事項 8)</p> <p>決算書に計上されていない収入や支出が確認された任意団体に対し、適正な決算書を作成するよう指導するとともに、内部監査の実施方法について改善するよう指導すること。</p>	<p>担当所属が指導を行い、預金利息、出資配当等を含めた全収入・支出を反映させた決算書が作成され、すべての団体が適正に改善した。</p> <p>(健康づくり支援課、高齢者福祉課、雇用労働政策課、畜産振興課、林産振興室、議会事務局総務課、社会教育課、体育保健課)</p>
<p>ウ その他</p>	<p>(現 状)</p> <p>通帳と銀行等届出印については、管理者を別にするよう指針に示されているが、監査対象団体において、同一の者が管理している事例が認められた。</p> <p>また、E T Cカードや燃料カード、切手やレターパックについては、施錠された場所に保管していない事例が認められた。</p> <p>その他、キャッシュカードの管理についての注意事項の整理を行うとともに、インターネットバンキングの利用についても、可否を含め検討していく必要がある。</p> <p>(検討事項 8)</p> <p>通帳と銀行等届出印の適正な管理を徹底させるため、より具体的な管理方法を示すこと、及びE T Cカード等やキャッシュカードの管理方法、インターネットバンキングの利用について、具体例を示す等の対応を検討されたい。</p>	<p>具体的な運用例を掲載した事例集の作成を検討中 (行政企画課)</p>
<p>(5) 内部統制の取組</p>	<p>(現 状)</p> <p>独自の取組として、議会</p>	

	<p>事務局では、不祥事の未然防止を図ることを目的に、「議会事務局不祥事予防対策マニュアル」を平成27年2月に作成していた。</p> <p>しかしながら、任意団体に関する金庫の利用については、このマニュアルに沿った手続が行われていない事例が認められた。</p> <p>(改善事項9)</p> <p>独自の取組として作成した不祥事予防対策マニュアルについて、職員への徹底を図り、適正な運用を行うこと。</p>	<p>各課長による倫理研修の実施等による職員への再度の徹底を行った。</p> <p>(議会事務局総務課)</p>
<p>2 任意団体への県の関与の状況について</p> <p>(1) 人的関与(県と任意団体との事務区分)</p> <p>ア 就任承認手続について</p> <p>イ 服務関係手続について</p>	<p>(現 状)</p> <p>県職員が任意団体の役員又は事務局員に就任するに当たり、任意団体からの就任依頼及び県からの就任承認等の手続を行うこととされているが、多くの監査対象機関及び団体で実施されていなかった。</p> <p>また、県職員が任意団体の業務に従事する場合、事務分掌表に明示又は職務命令の内容を书面化するなどにより関与を明確にすることとされているが、多くの監査対象機関において手続が十分ではなかった。</p> <p>(検討事項9)</p> <p>事務の適正性と効率性の観点も踏まえ、就任承認手続や服務関係手続に係る様式や記載例を示すことを検討されたい。</p>	<p>具体的な運用例を掲載した事例集の作成を検討中</p> <p>(行政企画課)</p>
<p>ウ 業務の区分について</p>	<p>(現 状)</p> <p>県職員が任意団体の業務を行う上で、電子メールの利用や文書管理システムによる電子決裁の利用などに</p>	

	<p>については明確な規定がなかった。</p> <p>(検討事項 10)</p> <p>事務の効率性の観点から、県と任意団体の業務の区分を行った上で、県の文書管理システム等の利用について、具体例を示す等の対応を検討されたい。</p>	<p>指針について見直しを検討中。また、具体的な運用例を掲載した事例集の作成を検討中 (行政企画課)</p>
<p>(2) 財政的関与(補助金等の県費支出に係る事務処理等)</p> <p>ア 県の財政的支援について</p>	<p>(現 状)</p> <p>任意団体が実施した補助事業の経費の一部に大分県漁業協同組合の負担とすべき経費が含まれ、補助対象とならない経費に対し補助金を支出していた一方で、補助対象となり得る経費の一部が大分県漁業協同組合の実施する補助事業の経費に含まれていた。</p> <p>(改善事項 10)</p> <p>補助対象外の経費に対し支出した補助金について、適正に処理すること。</p>	<p>補助対象経費を再確認したところ、補助対象外経費が一部含まれていたため、額の再確定を行い、補助対象額を上回った補助金は返納処理を行った。 (漁業管理課)</p>
<p>(3) 任意団体の県庁舎使用における手続等</p> <p>ア 財産(県庁舎の使用許可)について</p>	<p>(現 状)</p> <p>任意団体の事務局が県庁舎の使用に当たり、行政財産の目的外使用許可の手続を怠っていた。</p> <p>(改善事項 11)</p> <p>行政財産の目的外使用許可の手続を適正に行うこと。</p>	<p>担当所属が指導を行い、行政財産の目的外使用許可を受け、使用料を納付した。 (防災局消防保安室)</p>
<p>イ 物品(部外貸付け)について</p>	<p>(現 状)</p> <p>県が所有する事務机や椅子等を使用するに当たり、会計規則第 154 条の規定に基づく物品部外貸付けの手続が必要であるが、手続が行われていなかった。</p>	

	(改善事項 12) 物品の部外貸付手続を適正に行うこと。	担当所属が指導を行い、物品部外貸付けの手続きを行い、すべての団体が適正に改善した。 (雇用労働政策課、大分県立工科短期大学校、体育保健課)
4 関係機関の役割 ～ 行政企画課・所管課・部局主管課の連携	(現 状) 任意団体における事務処理等については、県としても関係機関が連携して指導を行う必要があり、各部局主管課が各任意団体の在り方や人的・財政的関与等について、行政企画課及び各所管課と連携した上で、積極的な指導や助言、調整等の役割を担うことが望まれる。 (検討事項 11) 県の関係機関が連携して任意団体への指導監督を行うに当たり、部局主管課の具体的な役割を明示することについて検討されたい。	指針について、部局主管課の役割等を新たに盛り込むことなど、見直しを検討中 (行政企画課)

別表 監査対象機関及び任意団体

部局名	監査対象機関名	任意団体の名称
総務部	行政企画課	九州地方知事会
	市町村振興課	大分県自治会連合会
	東部振興局	東部地区森林・林業活性化協議会
	中部振興局	大分中部流域林業活性化センター
	南部振興局	佐伯地区流域林業活性化センター
	豊肥振興局	大野地区林研グループ連絡協議会
	西部振興局	大分西部流域林業活性化センター
	北部振興局	おおいたノースエリア連携協議会
企画振興部	芸術文化スポーツ振興課	芸術文化を通じた青少年健全育成事業実行委員会
	統計調査課	大分県統計協会
	交通政策課	大分県東九州新幹線整備推進期成会
福祉保健部	薬務室	大分県行政薬剤師会
	健康づくり支援課	大分県難病医療連絡協議会
	高齢者福祉課	大分県認知症ヘルスケア研究協議会
	障害福祉課	大分県障がい児協会
	障害者社会参加推進室	大分県障がい者スポーツ協会

	こころとからだの相談支援センター	大分県精神保健福祉協会
生活環境部	生活環境企画課	大分県交通安全推進協議会
	自然保護推進室	大分県温泉調査研究会
	私学振興・青少年課	大分県少年の船実行委員会
	防災局危機管理室	大分県防災行政無線運営協議会
	防災局消防保安室	大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会
商工観光労働部	商工観光労働企画課	大分人権啓発企業連絡会
	工業振興課	大分コンビナート企業協議会
	雇用労働政策課	大分県シニア雇用推進協議会
	産業科学技術センター	大分県溶接協会
	県立工科短期大学校	大分県立工科短期大学校後援会
農林水産部	農林水産企画課	国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会
	地域農業振興課	二豊農業振興会
	新規就業・経営体支援課	大分県農業経営者サポート協議会
	水田畑地化・集落営農課	大分県農業再生協議会
	畜産振興課	大分県豊後牛流通促進対策協議会
	農村整備計画課	大分県国土調査推進協議会
	林務管理課	大分県林研グループ連合会
	林産振興室	大分県椎茸振興協議会
	森との共生推進室	大分ジビエ振興協議会
	漁業管理課	かぼすブリ・かぼすヒラメ販売促進協議会
	農林水産研究指導センター 畜産研究部	大分県肉用牛改良組合連合会
	県立農業大学校	大分県立農業大学校同窓会
	大分家畜保健衛生所	鶏病研究会大分県支部
土木建築部	道路建設課	東九州自動車道大分県北建設促進期成会
	砂防課	大分県砂防協会
	建築住宅課	大分県木造住宅等推進協議会
議会事務局	総務課	大分県議会スポーツ議員連盟
	政策調査課	大分県観光振興議員連盟
病院局	県立病院事務局総務経営課	大分県自治体病院開設者協議会
教育庁	教育財務課	大分県公立学校施設整備期成会
	社会教育課	大分県社会教育委員連絡協議会
	体育保健課	大分県スポーツ振興基金運用委員会
警察本部	生活安全部地域課	大分県山岳遭難対策協議会
総務部	行政企画課（再掲）	（任意団体の指導監督の総合調整を所管）
50 機関		50 団体